

都市公園法運用指針の改正 新旧対照表

別紙

改正案	現行
<p>1. 都市公園の設置基準について（法第3条関係） （略）</p> <p><u>2. 都市公園の管理基準について（法第3条の2関係）</u></p> <p><u>（1）趣旨</u></p> <p><u>都市公園の整備が進む一方で、施設の老朽化が進行する中、予防保全型の効率的な維持管理を徹底することにより、財政負担を軽減しつつ、老朽化に起因する事故の予防に努めることが必要である。</u></p> <p><u>このため、平成29年の法改正により、新たに第3条の2の規定を新設し、都市公園の管理基準に係る規定を追加し、公園管理者による適切な管理の実施を制度上担保することとした。具体的には、都市公園の管理は、施行令第10条に定める都市公園の点検等に係る技術的基準に適合するように行うこととするとともに、緑の基本計画に都市公園の管理の方針が定められたときは、地方公共団体は、当該計画に即して都市公園を管理するよう努めることとしている。なお、法第3条第1項に定める都市公園の配置及び規模に関する基準は参酌基準とされているが、管理基準については、公園施設の老朽化・安全対策は全国一律に最低限確保されるべきことから、参酌基準とはしていない。</u></p>	<p>1. 都市公園の設置基準について（法第3条関係） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>(2) 運用に当たっての基本的な考え方</u></p> <p><u>予防保全型の維持管理を行う上では、公園の点検を適正に行うとともに、点検結果に基づき効率的な修繕等を行うことが重要である。都市公園における事故は老朽化した遊戯施設等の利用により発生することが多いことから、施行規則第3条の2の規定において、遊戯施設等について、年に一回の頻度を基本として点検を行うこととしている。遊戯施設等以外については、公園施設のうち老朽化が利用者の事故につながるものが想定されるものを、公園管理者が適正に判断する必要がある。当該点検は、公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力して行う定期点検であり、公園管理者は、公園の利用状況や施設の設置状況を踏まえ、年に複数回実施することを含め、点検の頻度を適正に決定する必要がある。また、公園管理者は、点検結果や修繕履歴の整理を適正に実施し、その記録を保存し、計画的な施設の更新を行うことにより、公園施設のライフサイクルコストの低減に努めることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、緑の基本計画に地方公共団体の都市公園の管理に関する事項が定められている場合、当該市町村の区域においては、都道府県が設置した都市公園の管理についても、当該基本計画に即して管理を行うよう努める必要がある。</u></p> <p><u>3. 公園施設の設置基準について(法第4条関係)</u></p> <p><u>3-1 公園施設の建蔽率基準について(法第4条、施行令第6条関係)</u></p>	<p><u>2. 公園施設の設置基準について(法第4条関係)</u></p> <p><u>2-1 公園施設の建蔽率基準について(法第4条、施行令第6条関係)</u></p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p><u>3</u>－2 運動施設の敷地面積に関する制限について(施行令第8条第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u>. 公園管理者以外の者の公園施設の設置等について(法第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u>. 公募設置管理制度(法第5条の2から第5条の9関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u>. 保育所等社会福祉施設による都市公園の占用について(法第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u>. 都市公園の保存規定について(法第16条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u>. 立体都市公園について(法第3章関係)</p> <p><u>8</u>－1. 立体都市公園制度について</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u>－2. 公園一体建物制度について</p> <p>(略)</p> <p><u>8</u>－3. 公園保全立体区域制度について</p>	<p>(略)</p> <p><u>2</u>－2 運動施設の敷地面積に関する制限について(施行令第8条第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u>. 公園管理者以外の者の公園施設の設置等について(法第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u>. 公募設置管理制度(法第5条の2から第5条の9関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u>. 保育所等社会福祉施設による都市公園の占用について(法第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u>. 都市公園の保存規定について(法第16条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u>. 立体都市公園について(法第3章関係)</p> <p><u>7</u>－1. 立体都市公園制度について</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u>－2. 公園一体建物制度について</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u>－3. 公園保全立体区域制度について</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p><u>9.</u> 協議会（法第17条の2関係） (略)</p> <p><u>10.</u> 監督（法第4章関係） (略)</p> <p><u>11.</u> 条例による公園施設の追加について（施行令第4条関係） (略)</p> <p><u>12.</u> 占用物件に係る制限について（施行令第12条関係） (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>8.</u> 協議会（法第17条の2関係） (略)</p> <p><u>9.</u> 監督（法第4章関係） (略)</p> <p><u>10.</u> 条例による公園施設の追加について（施行令第4条関係） (略)</p> <p><u>11.</u> 占用物件に係る制限について（施行令第12条関係） (略)</p>